

新しいメディアと個人の権利との相関関係

児玉 晴男

情報技術の発達は、インターネットという新しいメディアを創造した。この新しいメディア環境は、現実世界の個人の権利として受容されてきた様相に変化を与えている。この現象の源は、情報技術のクローン化技術、すなわちオリジナルと同一のコピーを無制限に生み出す複製技術による。たとえば、知的財産権やプライバシーに関わる問題があり、この課題解決のためには、現実世界と情報世界との合理的な関係の構築を必要とする。この構築を実現していくためには、新しいメディアにおける個人の権利の構造と機能が明確になっていなければならない。本稿は、新しいメディアを情報技術が誘引する情報メディアと、情報ネットワークとの親和性から環境メディアとしてとらえ、新しいメディアと個人の権利との合理的な関係について考察する。

キーワード：情報メディア、環境メディア、知的財産権、環境権

1 新しいメディア?情報メディアと環境メディア

新しいメディアの世界は、情報技術との関係でサイバースペースとよばれることが多い。ただし、ここで注意しなければならないことは、人間とコンピュータの共生関係 [1] で表象されるサイバースペースは、至るところにコンピュータがあるというユビキタスな環境、あるいはグローバルな相互接続を想定するものではなく、主に企業または軍隊にとどまるものを指している。したがって、サイバースペースの意味は、今日用いられている意味とは明らかに異なる。

オング (Ong) は、口頭伝承の時代の文化を一次的なオラリティとし、書くこと (筆写術) および印刷の時代の文化をリテラシーととらえ、エレクトロニクスの時代を二次的なオラリティと位置づけられるという [2]。そして、筆写術によって始められたことを活版印刷術とコンピュータは継続しているにすぎないという見方がとりうるという [3]。このオングのとらえ方はマクルーハン (McLuhan) に影響を与え、メディアの機械的技術と電気的技術との対比になる。そして、エレクトロニクスやグローバルな情報ネットワークの進展は自然環境を意識させるものになる [4]。また、ポスター (Poster) は、マクルーハンのとらえ方のような生態学的なアプローチではなく、言語論的なアプローチから、電子メディアがもたらす社会の変容をとらえる必要性を主張している。それは、生産様式との対照関係から、情報様式 (mode of information) [5] という概念への発展の三段階、すなわち対面し声に媒介されるシンボル交換の段階、印刷物に

よって媒介される書き言葉による交換の段階、電子的な交換の段階という言語論的なアプローチによってとらえている。これらはメディアの変容を印刷メディアとの対比からとらえており、それが本稿におけるメディアの理解になっている。

DNA の発見によって、物質・エネルギーと同列に、情報という概念が客観的対象として自然の中に存在すると認識されたという [6]。そして、この認識が新しいメディアにおいてインフォーマティクスおよびバイオインフォーマティクスによって形成されている。

その中で個人の権利との関係は、コンピュータプログラムの著作権保護が起点になろう。そして、コンピュータ・システムの特許 (patent) としてアメリカにおいて CIM (Computer Integrated Manufacturing) が、イギリスにおいて FMS (Flexible Manufacturing System) が、わが国では POS (Point Of Sales) が保護されていく。その流れは、アマゾン・ドット・コム社のネット販売方法や、トヨタのかんばん方式がビジネス方法の特許のカテゴリで保護される流れにつながっていく。また、カーマーカー法やゲノム情報、暗号は、基礎的研究による新しい法則や原理に属するものを知的財産権の対象にしている。さらに、遺伝情報は、情報技術の発達・普及によるバイオインフォーマティクスによって権利化されることになる。なお、このような傾向性が、自然環境において排出権取引という概念の背景をなしていよう。

2 個人の権利の形態

個人の権利の対象は、インフォーマティクスおよびバイオインフォーマティクスによって誘引される新しいメディア環境において、本来の個人の権利の構造を顕現し、また個人の権利の新しい機能を見せることになる。

2.1 創作者の権利(全体的な視点)

1948年12月10日に、第3回国際連合総会において採択された世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)では、創作者(author)であるすべての人は、科学的(scientific)、文学的(literary)または美術的(artist)な成果物(production)から生ずる精神的(moral)および物質的(material)な利益を保護される権利をもつ(世界人権宣言27条2項)。そして、「国際人権規約の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)(International Convention on Economic, Social and Cultural Rights)の15条1(c)は、世界人権宣言27条2項に対応する。この国際人権規約(A規約)の15条1(c)を具体的に保障する対象が、著作権と工業所有権(産業財産権)であり、それぞれ「1886年の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(ベルヌ条約)と「1883年の工業所有権に関するパリ同盟条約」(パリ条約)になる。1948年、コロンビア(Bogota)で開催された第9回米州会議(Inter-American Conference)において、世界人権宣言27条2項に該当する次の条項が採択されている。

He likewise has the right to protection of his moral and material interests as regards his inventions or any literary, scientific or artistic works of which he is the author.

また、1948年4月、フランス代表は、第3回国際連合会議に次の案を起草委員会に提出している。

The authors of creative works and inventors shall retain, apart from financial right, the moral right over their works or discoveries which shall remain extant after the financial rights have expired.

このように世界人権宣言27条の制定に至る経緯を見ると、27条2項の主体と客体の実質的な意味は、発明者(inventor)・発明(invention)と著作者(author)・著作物(literary, scientific and artistic work)の関係になっている[7]。すなわち、科学的な成果物を創作する者は著作者(author)であり、また発明者(inventor)になる。

(1) 著作者の権利

わが国の著作者の権利(author's right)は、著作者人格権(moral right)と著作権(copyright)から構成される。著作者人格権は、公表権(著作権法18条)、氏名表示権(同法19条)、同一性保持権(同法20条)の三つからなる。著作権に含まれる権利は、複製権(同法21条)、上演権及び演奏権(同法22条)、上映権(同法22条の2)、公衆送信権等(同法23条)、口述権(同法24条)、展示権(同法25条)、頒布権(同法26条)、譲渡権(同法26条の2)、貸与権(同法26条の3)、翻訳権、翻案権等(同法27条)、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

(同法28条)からなっている。これら著作権の支分権は、著作物が創作者から利用者へ伝達され、新たに著作物が創作されていくプロセスに対応づけられて形を変える。この著作権の動的な関係は、遺伝型としての複製権が表現型としての著作権の支分権(複製権を除く)に形態を変えて相轉移している現象とみなせよう。ここで、留意しなければならないことは、各国の著作権制度の差異である。

国際著作権法界において、二つの法文化がある。それは、たとえばアメリカの著作権制度とわが国の著作権制度によって表現できる。アメリカ著作権制度では、有形的媒体への固定を保護の要件とする。ここに、デジタル情報の媒体の性質の定義を要する。そして、アメリカの連邦著作権法は、人格権を外在化し、著作隣接権(neighboring rights)の法概念を有しない。わが国の著作権制度は、有形的媒体への固定を保護の要件としない。すなわち、わが国の著作権の法理によれば、権利の性質はメディアの差異によって影響することはない。したがって、情報メディアの有形的な媒体との関連づけは、必要としないはずである。また、わが国の著作権法は、著作者人格権と著作隣接権とともに内包している。

ところで、著作隣接権には著作者人格権は認められないが、著作隣接権者である実演家の権利には限定された実演家人格権が認められている(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約5条)。この実演家人格権は、現に行っている実演(live aural performances)およびレコードに固定された実演に関して実演家であること主張する権利(氏名表示権)、およびこれらの実演の変更等により自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利(同一性保持権)を保有する。ここで、限定された実演家人格権とよぶのは、実演が音に関する部分に限られることにある。

ここに、著作権および著作隣接権における個人の権利の構造は、財産的な権利と人格的な権利との二重性によって形成されると解しうる。

(2) 発明者の権利

特許発明は、基礎科学それ自体には、直接に関連をもつものではない。産業技術として、経済的合理性のカテゴリの段階に移行してはじめて特許と関連づけられる。実際、大学の研究者や企業の技術者が基礎科学を試験・研究に使用する場合、ロイヤリティを支払う必要はない(特許法69条1項)。一方、企業が営利目的の基礎科学の利用、すなわち産業技術として活用するとき、ロイヤリティが課されることになる。また、特許権者が個人的な発明家から研究機関へ転化していくとき、たとえばそのような発明は投資と投機のゲームの賭博的な要素として使われる[8]。知的財産権の意識の普及は、研究の経済的価値の牽引になっていよう。

研究成果は、論文発表により広く社会に還元するためになされるものといえる。学術論文に関わる研究者は、先取権 (priority) と被引用度 (citation index) に社会的価値を見いだすことになる。先取権は、一つの定理、結果、事例、症例群に科学者の名を与えること (エポネミー) とみなされていた。すなわち、科学者の発見 (discovery) という高度な研究業績に与えられる先取権は、科学者の名誉としての証しであり、直接、経済的価値の対象とはなっていなかった。そのような研究者の意識において、先取権と知的財産権とは、現実的な連結点を有していなかったといえる。その構図は、研究者の評価基準が論文発表と特許発明が連携することによって変化することになる。

大学における技術移転機関 (TLO) の設立は、研究者が、研究成果を学術論文の公表だけでなく、特許発明として出願することを求めている。ここには、大学出版会による研究者の研究成果が出版物として発行されると、そこに経済的価値の実現が必然的に伴うとする意識と共通の問題点がある。ただし、研究成果の評価対象を社会貢献まで含めることからいえば、研究者にとっても評価対象の多様な形態は望ましいことである。そうであるにしても、発明の本来の価値は、その財産的な権利の行使よりも、発明のプライオリティにある。特許法における人格的な権利である発明者掲載権は、著作権法における著作者人格権の中の氏名表示権と類似の権利である。この観点に立てば、研究者という個人の権利の行使として、印税を伴わない専門書の出版と対応づけて、発明者掲載権の行使で十分といえる範囲は相対的に広いはずである。

発明者は、自己のなした発明を、発明の完成と同時に原始的に取得する [9]。この特許を受ける権利は移転することができる (特許法 33 条 1 項)。ここでは、当該権利は純粋な財産権とされており、人格的なファクタを含まないとされる。しかし、上で見てきたように、発明者の権利は、人格的な権利の行使を起点にしよう。そもそも、発明者の権利は、発明者が自己の発明に対して有する権利を指し、それは財産権と人格権の二要素からなるという [10]。ここに、発明者の権利の構造は、財産的な権利だけでなく人格的な権利が密接に関連する。

2.2 肖像に関する権利 (部分的な視点)

芸能人やスポーツ選手等の著名人の肖像や氏名等に関する権利がある [11]。これは、商品化権と同じように、わが国においては、明文の規定をもたないが、判例上において認められている個人の権利である。肖像に関する権利 (肖像権) は、プライバシーの権利とパブリシティの権利が融合した権利といえる [12]。テレビゲームのコンピュータグラフィックスによる表現は、情報メディアにおける擬人化されたパブリシティの多様なパターンを

醸成している。

肖像に関する権利は、人格権としての肖像権と財産権としての肖像権の構造をもつ。そして、後者の財産権の性質を有する肖像権がパブリシティ権とよばれる。ただし、前者は一般人でもいわゆる有名人でも一律に認められるが、前者については公人には制約があり、後者は有名人に認められる権利である。ここに、肖像に関する権利は、本来、ある個人に等しく存在するといえるが、その財産的な権利と人格的な権利とは均等に適用される権利ではない。

この肖像に関する権利は、創作者の権利が個人の全体的な視点からとらえるものとすれば、個人の部分的な視点によるものと解することができる。そして、肖像に関する権利、すなわち肖像権とパブリシティ権は、それぞれ人格的な権利と財産的な権利という関係になり、著作者の権利および発明者の権利の構造と同一のとらえ方ができる。

3 個人の権利のミクロな視点

ヒトゲノムデータに関する特許発明 (考案) が、知的財産権ビジネスの対象になっている。ヒトゲノムデータの特許との関係では、新薬開発が中心になる。創作者の権利と肖像に関する権利が個人の権利の全体的な視点および部分的な視点からのとらえ方とすれば、個人の権利のミクロスコピックな面からのとらえ方がヒトゲノムデータとしての遺伝情報の権利になる。

3.1 遺伝情報の財産的な面

ヒトゲノムの塩基配列の解読がほぼ終了し、その読み取ったゲノムの全塩基配列から意味のある遺伝子の部分を抽出することが行われる。その塩基配列という発見自体にデータベースとしての財産的な価値が想定できるし、塩基配列の遺伝子解読により特許発明の対象になる。

セセラ (Celera Genomics) 社は、ヒトゲノムの解読データを 2001 年 2 月 16 日に、アメリカのサイエンス誌に論文形式で発表した [13]。この論文で発表された研究成果としての全ゲノム配列データは、論文発表に際しては結果および方法に関する記録データをアクセス可能な公共データベースに寄託すべきであるというサイエンス誌の方針に則っている。これは、大学・企業など所属先にかかわらず、すべての研究者が発表論文の研究成果を照合・追試し正当性を検証する目的でヒトゲノムデータにアクセスし、Celera Genomics のサイトを通じて無料で利用できる。ただし、研究目的以外の利用および再配布を認めず、研究者でも自由に見られる分量の制限 (1 週間に最高 100 万塩基の断片のダウンロード) があり、上記

以外の目的に使用する場合は Celera Genomics の認可を得る必要がある。

他方、日米欧の国際ヒトゲノム解読共同研究体 (International Human Genome Sequencing Consortium) は、2001年2月15日に、ネイチャー誌に論文を発表し [14]、その解読したデータは自由に利用できる DDBJ/EMBL/GenBank 国際塩基配列データベース(わが国の DDBJ(DNA Data Bank of Japan)、欧州の EMBL、アメリカの GenBank) に寄託されている。なお、DDBJ は利用者に課金はしていないが、1998年9月より SwissProt は一般人を対象に課金をすることになったことにより、DDBJ による企業利用者への SwissProt データの磁気テープによる配布は中止されている。

このような遺伝情報の権利は、知的財産の医学的および薬学的な面から、その財産的な権利の面に焦点が合わされている。

3.2 遺伝情報の人格権的な面

参考文献[13]、[14]の著作者の表示は、個人の権利の拡散化または組織(法人)化という二つの対照的な方向性を見せている。ここには、職務著作および職務発明における個人の権利の構図が見いだせよう。

このヒトゲノム解読計画は、遺伝子地図の作成プロジェクト「国際ハップマップ計画」へと展開されている。この計画は、ヒト染色体の解析を行い、ハプロタイプを分析し、スニップ(SNP)の組み合わせを明らかにする「ハップマップ」の作成を目的とするものである。ヒトゲノム(30億個の塩基対)のうち約1000万個は、塩基情報が1個のみ異なり、それがSNPとよばれるものである。そして、SNPは、複数の塊(ハプロタイプ)となって遺伝することがわかっており、各種の病気などのかかりやすさに影響を及ぼすとされる。

このようなポストヒトゲノムにおいては、財産的な権利だけでなく、それとは異なるファクタの検討が必要になっている。ヒトゲノムデータは、オーダーメイド用の情報になり、たとえば保険会社に利用されることが懸念されている。この情報は、オーダーメイド医療に関しては、最も重要な個人の権利の人格権的な性質を有し、人類共通の財産ともいえる。

これは、知的財産の保護とプライバシーの保護・公共的な利用との対立図式が内包されている。このとき、遺伝情報の権利に対して、個人の権利およびそれを超える対象の人格的な権利が想定される。

4 個人の権利のマクロな視点

個人の権利と自然環境との関わり、すなわち情報メディアと類似性をもつ環境メディアとの関係でとらえると

き、その個人の権利が環境権になるう。

4.1 環境権の人格的な権利 自然の権利

情報メディアと個人の権利の意識は、次のような感覚と共振しているとみることもできよう。わが国においても、自然環境を保護するために動物を原告とする自然の権利(right of nature)訴訟が起こされている。アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ルリカケスの4種の動物を原告に加え、奄美大島のゴルフ場開発許可の取り消しを求めている訴訟がある[15]。ここでは、動物の当事者適格が問われている。なお、アマミノクロウサギ等の自然人以外の当事者適格は退けられており、自然人においても、提訴した者が地元住民ではないことから、差し止めの利益の有無に対する関連性において当事者適格性が一つの争点になっている。なお、諫早湾の干拓事業に対する訴訟において、ムツゴロウを原告にする自然の権利訴訟に加えて、個人としての漁業者と沿岸在住の市民が原告となって、豊かな自然を享受できる権利は人格権の一内容とし、人格権を豊かな自然を享受できる環境権に近いものとしている。そこには、原告としての動物の擬人化から、原告に動物を含めての法人化への転換があろう。

この訴訟の起源は、南カルフォルニア大学ロースクール Stone 教授の論文[16]と1972年4月19日のアメリカ連邦最高裁判所の判例[17]の中の少数意見として述べられた Douglas 裁判官の表明によっている。この自然の権利は、環境倫理の流れに沿うものであり、アルド・レオポルドにより提唱された土地倫理(land ethic)の理念[18]、すなわち全体論的・生命中心主義的な道徳(a holistic biocentric morality)が発展したものである。ここでいう土地(land)とは、土壌、水、植物、動物、つまりそれらを総称したものであり[19]、自然環境であり、生態系をいう。17、18世紀の西洋思想における人間中心主義と二元論(dualism)の勢力争いの中で、拡大化された共同体(expanded community)の概念に導く、弱いけれど永続生のある概念が見られる[20]。この概念には、生態学という持続可能性(sustainability)が見いだせる。ここには、自然界(natural world)は人間だけでないという思想があり、人間と自然の間には厳密な境界線がない。そして、土地倫理は、適切な土地利用のあり方を単なる経済的な問題ととらえる考え方を捨て、生物共同体の全体性、安定性、美観を保つかどうかの当否によることを提唱する[21]。

自然の権利は、自然権の思想から進化したものと見える[22]。自然権(natural right)の法理は、1215年のマグナカルタに見られる。マグナカルタは、後に自然権とよばれた倫理上の問題を事実上、扱っていた。ここで、ロック(John Locke)の思想は、アメリカの自然権形成

の伝統の中で、重要な源泉となっている。それは、原生自然の中で社会を創造しようとする者が従わざるをえない一つの論理、人間の絶対的な権利から構成されている[23]。したがって、所有者である人間の権利が基本になっている。すなわち、信託管理人(stewardship)の思想がある。そして、そこには、人間は、理性か欲望かを問わず、自然の諸法則・諸規則(自然権)によってのみ行動し、自然に関する権利および自然の法則は、だれも欲せず、だれもなしえないことしか禁じていないとする[24]。自然権が人間中心主義(anthropocentrism)によるのに対し、自然の権利が生命中心主義(biocentrism)によっている。自然の権利の法理は、人間中心の観点ではなく、生命中心の観点への転換であり、自然物のすべてに権利があるとするものである。

ところが、人間のために破壊してきた自然が破壊できなくなると、人間のための自然という考え方と、自然そのものに権利があるという考え方は、実際には限りなく接近してくる。自然は、人間にとって征服しえない存在であり、その自然に対する環境保全・管理は人間にとっての安全保障的な意味合いをもつ。そして、自然環境の保全・管理は、人と自然環境の関係を考慮しなければ価値評価ができないことから、人間中心的、合理主義的なものとならざるをえなくなる[25]。ここで含意されることは、世代を超えた公共の利益の観点からの評価の必要性である。

わが国の場合、環境権を直接規定した憲法条項は存しない。環境権は、生存権(憲法 25 条)または/および幸福追求権(同法 13 条)を根拠にして憲法上の権利に連関づけられる[26]。しかし、憲法の生存権と幸福追求権の規定は、国民一般に対する責務を定めた綱領規定であり、生存権と幸福追求権の規定によって、直接何らかの具体的な請求権が認められるわけではないとされる[27]。したがって、環境権を憲法の条項に直接一対一に対応づける必要性はない。環境権は、多面的な性質をもち、憲法に規定される権利の複合化したものから形成されよう。

4.2 環境権の財産的な権利 環境財産権

日照権や景観権は、環境権の財産的な側面をもっている。また、排出権取引や環境税がいわれているが、この経済システムを合理的に関連づけるためには、その財産的な側面に対して財産権が創造されなければならない。この財産権の性質を環境メディアと情報メディアとの対照関係からとらえるとすれば、知的財産権の性質と共通の法理でとらえることが考えられる。

環境保全が環境投資の対象になるためには、単に環境とよぶものがそのまま適用できる財産とはいえない。典型七公害における公害訴訟および日照権や景観における環境訴訟を分析すれば、そこには抽象的に留まらずに具

体的な財産の損害、すなわち環境利益がある。しかし、その環境利益は自然保護の保存に対して加えられる収穫減的な資産に留まっている。したがって、その環境利益は、環境保全において不適切といわざるをえない。ここに、収穫増的な環境資産としての環境財とよぶべきものが創造される必要があろう。

自然環境とまちづくりにおいて、たとえば都市の景観が眺望できる周辺の山並みに広がっていくことをイメージすると、それは少なくとも自然環境を生態系保護の観点からでなく、風景・景観の側面からとらえる視点が要請されるという[28]。さらに、環境は、自然環境だけでなく社会環境も含まれる。ポストマテリアリズム(脱物質主義)化が進むヨーロッパでは、経済的成果に加えて環境、文化、教育、医療などの非物質的価値を総合的にみたらうで、国の「住みよさ」、そして政策運営が評価される[29]。そこには、人と環境との相互作用がある。環境財の対象は、人と環境との相互作用によって創造されることになる。

その財産的な権利を知的財産権(intellectual property right)との類似的な呼称として環境財産権(environmental property right)とよぶことにしよう。ここで、環境財産権は、環境権(自然の権利)、日照権、景観権といった正の環境財に与えられるだけでなく、排出権といった負の環境財も含まれる。すなわち、環境財産権は、正の環境財に与えられる権利および負の環境財に与えられる権利をカテゴライズし、環境の持続的発展に資する環境技術、環境経営の面から評価される財産的な権利として形成される。

ここに、情報メディアと個人の権利との関係、すなわち人格的な権利と財産的な権利との双対性を環境メディアと個人の権利との関係に仮定すれば、上でとらえたような環境権の財産的な権利の面が想定されてこよう。

5 新しいメディアと個人の権利との合理的な関係

新しいメディアにおける個人の権利の構造は、不均衡な形態をもつものの、人格的な権利と財産的な権利の双対からなっている。したがって、それらの間に合理的な関係を見いだすことが新しいメディア(情報メディアと環境メディア)と現実世界との合理的な関係を築くことになる。

ところで、個人の権利の態様をメディアの変遷(印刷メディアと情報メディア)でとらえると、次のようになる。印刷メディア以前の一次的なオラリティにおいて、著作者の意味は大きくない。これは、印刷メディアが著作者(創作者)を価値づけることになる。著作者の概念が醸成されたのは、印刷技術の発明以降、書物の出現によるといわれる。それ以前は、たとえ著作者が判明して

いても、そこには現在とられているような価値は見られなかった。その相互関係からいえば、二次的なオラリティにおいて、著作者の意味は一次的なオラリティのときの意味に回帰しよう。

このとき、情報メディアにおいて、著作者の概念は消滅するという見解がある[30]。同様に、情報メディアにおいて、著作者および著作権・知的財産権の現在とられている価値は消滅するという見解がとりうる。これは、現在、現実世界の方向づけとあたかも逆行する見方になる。しかし、新しいメディアにおける個人の権利の構造は、人格的な権利と財産的な権利からなっており、それらの相互関係の構築の重要性を指摘した。この観点から言い換えれば、公共性の観点を人格的な権利と関連づけ、その同時履行を加味した財産的な権利の再構築により、新しいメディアにおける個人の権利は、実効的に機能するものになろう。

参考文献

- [1] Gibson, W. : Neuromancer, Ace Books, 1984
- [2] Ong, W. J. : Orality and Literacy? The Technologizing of the Word?, Methuen, 1982 (桜井直文・林正寛・糟谷啓介訳：声の文化と文字の文化、藤原書店、1991)
- [3] Ong (桜井他訳)・前掲[2] p.173
- [4] McLuhan, M. : The Gutenberg Galaxy? The Making of Typographic Man?, University of Toronto Press, 1962 (森常治訳：グーテンベルグの銀河系? 活字人間の形成?, みすず書房, pp.401-424, 1986)
- [5] Poster, M. : The Mode of Information, Polity Press, 1990 (室井尚・吉岡洋訳：情報様式論? ポスト構造主義の社会理論?, 岩波書店, pp.85-91, 1991)
- [6] 竹内啓：科学技術・地球システム・人間, 岩波書店, p.36, 2001
- [7] UNESCO : " Copyright and the Declaration of Human Rights, " Copyright Bulletin, Vol.11, No.1, pp.42-47, 1949
- [8] Wiener, N. : Invention? The Care and Feeding of Ideas? MIT Press, p.129, 1993 (鎮目恭夫訳：発明? アイディアをいかに育てるか?, みすず書房, pp.163-164, 1994)
- [9] 中山信弘：発明者権の研究, 東京大学出版会, p.204, 1987
- [10] 中山・前掲[9] p.211
- [11] 東京高判平 3.9.26 判時 1400 号 3 頁
- [12] 斉藤博：“氏名・肖像の商業的利用に関する権利,” 特許研究, No. 5, pp.18-26, 1993
- [13] Venter, J. Craig, Mark D. Adams, Eugene W. Myers, Peter W. Li, Richard J. Mural, Granger G. Sutton, Hamilton O. Smith, Mark Yandell, Cheryl A. Evans, Robert A. Holt, Jeannine D. Gocayne, Peter Amanatides, Richard M. Ballew, Daniel H. Huson, Jennifer Russo Wortman, Qing Zhang, Chinnappa D. Kodira, Xiangqun H. Zheng, Lin Chen, Marian Skupski, Gangadharan Subramanian, Paul D. Thomas, Jinghui Zhang, George L. Gabor Miklos, Catherine Nelson, Samuel Broder, Andrew G. Clark, Joe Nadeau, Victor A. McKusick, Norton Zinder, Arnold J. Levine, Richard J. Roberts, Mel Simon, Carolyn Slayman, Michael Hunkapiller, Randall Bolanos, Arthur Delcher, Ian Dew, Daniel Fasulo, Michael Flanigan, Liliana Florea, Aaron Halpern, Sridhar Hannenhalli, Saul Kravitz, Samuel Levy, Clark Moberly, Knut Reinert, Karin Remington, Jane Abu-Threideh, Ellen Beasley, Kendra Biddick, Vivien Bonazzi, Rhonda Brandon, Michele Cargill, Ishwar Chandramouliswaran, Rosane Charlab, Kabir Chaturvedi, Zuoming Deng, Valentina Di Francesco, Patrick Dunn, Karen Eilbeck, Carlos Evangelista, Andrei E. Gabrielian, Weiniu Gan, Wangmao Ge, Fangcheng Gong, Zhiping Gu, Ping Guan, Thomas J. Heiman, Maureen E. Higgins, Rui-Ru Ji, Zhaoxi Ke, Karen A. Ketchum, Zhongwu Lai, Yiding Lei, Zhenya Li, Jiayin Li, Yong Liang, Xiaoying Lin, Fu Lu, Gennady V. Merkulov, Natalia Milshina, Helen M. Moore, Ashwinikumar K Naik, Vaibhav A. Narayan, Beena Neelam, Deborah Nusskern, Douglas B. Rusch, Steven Salzberg, Wei Shao, Bixiong Shue, Jingtao Sun, Zhen Yuan Wang, Aihui Wang, Xin Wang, Jian Wang, Ming-Hui Wei, Ron Wides, Chunlin Xiao, Chunhua Yan, Alison Yao, Jane Ye, Ming Zhan, Weiqing Zhang, Hongyu Zhang, Qi Zhao, Liansheng Zheng, Fei Zhong, Wenyan Zhong, Shiaoqing C. Zhu, Shaying Zhao, Dennis Gilbert, Suzanna Baumhueter, Gene Spier, Christine Carter, Anibal Cravchik, Trevor Woodage, Feroze Ali, Huijin An, Aderonke Awe, Danita Baldwin, Holly Baden, Mary Barnstead, Ian Barrow, Karen Beeson, Dana Busam, Amy Carver, Angela Center, Ming Lai Cheng, Liz Curry, Steve Danaher, Lionel Davenport, Raymond Desilets, Susanne Dietz, Kristina Dodson, Lisa Doup, Steven Ferriera, Neha Garg, Andres Gluecksmann, Brit Hart, Jason Haynes, Charles Haynes, Cheryl Heiner, Suzanne Hladun, Damon Hostin, Jarrett Houck, Timothy Howland, Chinyere Ibegwam, Jeffery Johnson, Francis Kalush, Lesley Kline, Shashi Koduru, Amy Love, Felecia Mann, David May, Steven McCawley, Tina McIntosh, Ivy McMullen, Mee Moy, Linda Moy, Brian Murphy, Keith Nelson, Cynthia Pfannkoch, Eric Pratts, Vinita Puri, Hina Qureshi, Matthew Reardon, Rober Rodriguez, Yu-Hui Rogers, Deanna Romblad, Bob Ruhfel, Richard Scott, Cynthia Sitter, Michelle Smallwood, Erin Stewart, Renee Strong, Ellen Suh, Reginald Thomas, Ni Ni Tint, Sukyee Tse, Claire Vech, Gary Wang, Jeremy Wetter, Sherita Williams, Monica Williams, Sandra Windsor, Emily Winn-Deen, Keriellen Wolfe, Jayshree Zaveri, Karena Zaveri, Josep F. Abril, Roderic Guig · Michael J. Campbell, Kimmen V. Sjolander, Brian Karlak, Anish Kejariwal, Huaiyu Mi, Betty Lazareva, Thomas Hatton, Apurva Narechania, Karen Diemer, Anushya Muruganujan, Nan Guo, Shinji Sato, Vineet Bafna, Sorin Istrail, Ross Lippert, Russell Schwartz, Brian Walenz, Shibu Yooseph, David Allen, Anand Basu, James Baxendale, Louis Blick, Marcelo Caminha, John Carnes-Stine, Parris Caulk, Yen-Hui Chiang, My Coyne, Carl Dahlke, Anne Deslattes Mays, Maria Dombroski, Michael Donnelly, Dale Ely, Shiva Esparham, Carl Fosler, Harold Gire, Stephen Glanowski, Kenneth Glasser, Anna Glodek, Mark Gorokhov, Ken Graham, Barry Gropman, Michael Harris, Jeremy Heil, Scott Henderson, Jeffrey Hoover, Donald Jennings, Catherine Jordan, James Jordan, John Kasha, Leonid Kagan, Cheryl Kraft, Alexander Levitsky, Mark Lewis, Xiangjun Liu, John Lopez, Daniel Ma, William Majoros, Joe McDaniel, Sean Murphy, Matthew Newman, Trung Nguyen, Ngoc Nguyen, Marc Nodell, Sue Pan, Jim Peck, William Rowe, Robert Sanders, John Scott, Michael Simpson, Thomas Smith, Arlan Sprague, Timothy Stockwell, Russell Turner, Eli Venter, Mei Wang, Meiyuan Wen, David Wu, Mitchell Wu, Ashley Xia, Ali Zandieh, Xiaohong Zhu : " The Sequence of the Human Genome, " Science, Vol. 291, No. 5507 , pp.1304-1351, 16 February 2001
- [14] International Human Genome Sequencing Consortium : " Initial Sequencing and Analysis of the Human Genome, " Nature, Vol. 409, No. 6822, pp.860-921, 15 February 2001
- [15] 鬼頭秀一：“日本の自然の権利訴訟と生物多様

- 性の保全 アマミノクロウサギに託されたもの，”
科学，Vol.68，No.3，pp.217-222，1998
- [1 6] Stone, C. D. : “ Should Trees Have Standing?
? Toward Legal Rights for Natural Objects, ” 45S.
Cal. L. Rev. 45, 1972
- [1 7] Sierra Club v. Morton, 405U.S.727,31L.Ed.2d
636.
- [1 8] Leopold, A. : A Sand Country Almanac, Oxford
University Press, 1949 (新島義昭訳：野生のうた
が聞こえる，講談社，p.319，1997)
- [1 9] Leopold (新島訳)・前掲[18] p.318
- [2 0] Nash, Roderick Frazier : The Rights of Nature
? a History of Environmental Ethics ?, The
University of Wisconsin Press, 1990 (松野弘訳：
自然の権利?環境倫理の文明史?，TBS プリタニカ，
1993)
- [2 1] Leopold (新島訳)・前掲[18] p.349
- [2 2] Nash (松野訳)・前掲[20] pp.39-40
- [2 3] Locke, John : Two Treatises of Government,
1690(鶴飼信成訳：市民政府論，岩波書店，pp.31-55，
1968)
- [2 4] Baruch de Spinoza : Tractatus Politicus,
1677 (畠中尚志訳：スピノザ 国家論，岩波書店，
pp.19-20，p.23，1940)
- [2 5] 竹内啓：高度技術社会と人間，岩波書店 p.18，
1996
- [2 6] 伊藤正己：憲法 (第三版)，弘文堂，
pp.236-238，1997
- [2 7] 伊藤・前掲[26] pp.384-385
- [2 8] 西村幸夫：環境保全と景観創造，鹿島出版会，
pp.284-285，1997
- [2 9] 佐和隆光：“ 近づく英総選挙 日本にも「第3
の道」念頭に ” (日経2001.6.1，29面)。
- [3 0] Bolter, J. D. : Writing Space?The Computer,
Hypertext, and the History of Writing?Lawrence
Erlbaum Associates, 1991 (黒崎政男・下野正俊・
伊古田理訳：ライティング スペース?電子テキスト
時代のエクリチュール?，産業図書，pp.269-274，
1994)